

## 裁判所法の一部改正法案の施行期日を平成29年11月1日とする理由

- 1 今般の裁判所法の一部改正法案は、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うものである。司法修習は、その期間が一年間となった新第60期（平成18年4月修習開始）以降、下記のとおり毎年11月下旬から翌年12月中旬までの間で行われているものであるところ、無用な混乱を避けるという見地からは、新たな制度への移行は、司法修習の開始という区切りに合わせるのが合理的である。したがって、改正法案の施行は、第71期司法修習生が修習を開始する平成29年11月とする必要がある。

もっとも、第71期司法修習については、これまでと同じく11月中に修習を開始することは決定しているものの、その具体的開始日までは確定しておらず、法文上の明確性の観点から、第71期司法修習の開始月の初日である平成29年11月1日を施行期日としたものである。そうすると、同日時点では第71期司法修習は開始していない公算が高く、他方で、第70期司法修習（12月13日終了予定）はなお継続中であるが、第70期司法修習と第71期司法修習の時期が一部重なることは確実であるから、いずれにせよ経過措置は必要となる。

- 2 なお、司法修習生に対する給費制を廃止し、修習資金の貸与制を導入することを内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）も、施行期日は、改正法が適用される司法修習の開始月の初日である平成22年11月1日とした上で必要な経過措置を置いている（なお、内閣提出法案である当初法案では、その施行期日は平成18年11月1日とされていたが、その後の議員修正により、施行期日は平成22年11月1日とされた。）。

（参考）過去5年分の修習開始日・終了日

	（修習開始日）	（修習終了日）
新第65期	平成23年11月27日	平成24年12月19日
第66期	平成24年11月27日	平成25年12月18日
第67期	平成25年11月27日	平成26年12月17日
第68期	平成26年11月27日	平成27年12月16日
第69期	平成27年11月27日	平成28年12月14日

（参考条文）

- 裁判所法（平成一六年一二月一〇日法律第一六三号）（抄）

附 則  
（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。